

倉敷市新型コロナウイルス対策取組宣言促進事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 倉敷市内の事業所における新型コロナウイルス感染症対策（以下「感染症対策」という。）を「見える化」することで、安心して消費活動ができる環境づくりを行うことを目的とした新型コロナウイルス対策取組宣言（以下「取組宣言」という。）の普及促進のため、取組宣言に係る感染症対策を行う事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、必要な事項をこの要領に定める。

(定義)

第2条 この要領において「新型コロナウイルス感染症」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

2 この要領において「間接補助事業者」とは、前条の目的を達するために倉敷市の委託を受けて本補助金の交付を行う、市内の商工会議所及び商工会で構成する団体をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人又は個人とする。

(1) 補助金の交付申請日において市内で事業を行っており、かつ、引き続き市内で事業を継続する意思を有する者

(2) 補助対象事業を行う市内の事業所において取組宣言を行う者又は行う意思のある者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

(1) 同一の事業に対して、倉敷市又は他の団体から別の補助金の交付を受ける者

(2) 市税を滞納している者（地方税法附則第59条第1項の規定により徴収を猶予されている者を除く。）

(3) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(6) 事業実施に当たって必要な許認可を取得していない等法律その他関係法令に違反している者

(7) 宗教団体

(8) 政治団体

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内の事業所における感染症対策の取り組みであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 取組宣言の実施に係るもの

(2) 取組宣言の内容拡充に係るもの

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げる経費（令和3年4月1日以降かつ創業した日以降に支払ったものに限る。）のうち、間接補助事業者が必要かつ適当と認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費には、市外の事業所、申請者若しくは親族のみの事業所又は併用住宅（店舗等の業務用部分が居住用部分と結合している住宅をいう。）の居住用部分で使用するものの購入費、オークション品又は中古品の購入費、送料、手数料、保険料、公租公課その他の補助金の目的等に照らして適当でないと間接補助事業者が認めるものは含まない。

3 仮想通貨（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第5項に規定する仮想通貨をいう。）、割引券その他これに類するもの、金券、商品券、小切手又は手形（いずれも他人が振り出したものに限る。）で支払を行った経費は、補助対象経費に算入しない。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

2 この要領による補助金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和3年9月30日までに、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、間接補助事業者に提出しなければならない。ただし、市内の商工会議所又は商工会の会員である場合は、第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 営業活動を証する書類として、間接補助事業者が別に定めるもの
- (2) 事業の実施に要する経費が確認できる資料
- (3) 市税の滞納がないことを証する書類（発行日から3月以内のものに限る。）（地方税附則第59条第1項の規定により徴収を猶予されている者にあつては、市税の滞納（徴収の猶予がされているものを除く。）がないことを証する書類（発行日から3月以内のものに限る。）及び徴収の猶予を受けていることを証する書類）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、間接補助事業者が必要と認める書類
（補助事業の着手時期）

第8条 補助事業の着手時期は、次条の規定による交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、間接補助事業者において補助事業の性格上又はやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（交付決定等）

第9条 間接補助事業者は、第7条の交付申請書の提出があつたときは、これを審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定を行い、所定の交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 間接補助事業者は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないとき、所定の不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容又は経費の変更）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容又は対象経費の総額を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の変更承認申請書を間接補助事業者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 間接補助事業者において、補助事業の目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業の能率低下をもたらさない軽微な内容変更であると認める場合
- (2) 対象経費の総額を20パーセント以内で増減する場合

2 間接補助事業者は、前項の承認を行うに当たっては、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和3年11月1日までに、所定の実績報告書を間接補助事業者に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 間接補助事業者は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の確定通知書により通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 間接補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者からの請求により補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 間接補助事業者は、補助事業者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金を返還させるものとする。

(財産の管理)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(協力及び情報の公表)

第16条 補助事業者は、間接補助事業者が行う新型コロナウイルス感染症に関する調査を行う際は、これに協力するものとする。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、間接補助事業者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月26日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定を受けた者に係るこの要領の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費

対象経費	対象機器、用品	
設備備品費又は消耗品費	衛生用品	マスク、フェイスシールド、マウスシールド、ゴーグル、マスクケース、アルコール消毒液
	ウイルス対策機器	消毒液スタンド、自動消毒液噴霧器、加湿器、オゾン発生器、深紫外線照射器
	換気機器等	サーキュレーター、換気扇、扇風機、空気清浄機、換気機能付エアコン、CO ₂ 濃度測定器
	飛沫防止用品	飛沫防止パーテーション（既製品又は自作用材料）、ソーシャルディスタンス確保のサイン（既製品）
	非接触型検温器	非接触体温計、サーモカメラ